事　務　連　絡
令和７年７月２日

大牟田市介護支援専門員連絡協議会
会　長　　橋口　哲也　　様

大牟田市　市民部
市民課長　橋本　強

戸籍の振り仮名（フリガナ）法制化について（周知）

平素より、戸籍制度の適切な運用に、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和７年５月26日から改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されることになりました。これに伴い、戸籍に振り仮名を記載するために、本籍地の市区町村から、戸籍に記載予定の振り仮名をお知らせする通知書が郵送されます。通知書の発送時期は市区町村によって異なり、大牟田市に本籍のある方への発送は７月下旬から８月上旬頃を予定しています。

通知書に記載された氏や名の振り仮名が、使用している読み方と同じ場合は、届出は不要ですが、使用している読み方と異なる（ご自身の認識と違っている）場合は、令和８年５月25日までに届出が必要になります。

令和８年５月25日までに届出が無かった場合、通知書に記載された氏や名の振り仮名が、本籍地市区町村において戸籍に順次記載されます。

本市では、届出が必要な方のために、臨時の窓口並びにコールセンターを設置いたします。

詳細につきましては、「通知書」や「広報おおむた」８月１日号等にてお知らせしますが、貴協議会加入の事業者等への周知についてご協力をお願いいたします。

大牟田市情報
・「広報おおむた」８月１日号
・市ホームページ　https://www.city.omuta.lg.jp/kiji00320347/index.html

制度の詳細について
戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPで案内していますので、ご参照ください。
・戸籍のフリガナについて（法務省ホームページ）
https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html
・動画で分かる戸籍へのフリガナ記載（政府広報オンライン）
https://www.gov-online.go.jp/media/commercials/202502/video-293161.html

【問合せ】
大牟田市役所市民課戸籍担当
電話：0944-41-2602